

## 指名停止措置について

### 指名停止措置の概要

#### 1 指名停止業者

住 所 福岡県三潴郡大木町大字三八松 1580 番地 2  
商号又は名称 株式会社 G-Best

#### 2 指名停止の期間

令和5年10月19日から令和6年7月18日まで（9か月）

#### 3 事実概要

株式会社 G-Best は、令和4年度町発注工事において事前測量、協議が行われぬまま建設発生土処分量を当初契約数量の約9倍の量とし、処分許可を持たない業者において処分したものを、適正に処分をしたこととして虚偽報告を行い処分費用の請求をした。

また、当該業者は、建設発生土処分について、許可を持たない業者で処分していたにもかかわらず、許可を持っている業者で処分したように文書偽造し、同様の手口を用いて過去5年で9件の工事代金の不正受給を行った。

#### 4 指名停止の理由

上記の事実は、大木町指名停止措置要綱別表その2第9号に該当する。

#### 【大木町指名停止措置要綱 別表その2第9号】

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) (9) 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町発注工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内

問合せ先  
大木町役場総務課  
担当：野口、北原  
電話：0944-32-1035（直通）